

理事長ご挨拶

理事長 有光 幸紀

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「基金だより」および平成26年7月の「厚生年金基金制度見直し法（注）による当基金の方向性」にてご案内のとおり、当基金は平成26年2月に開催されました第95回代議員会において厚生年金基金としての存続は困難と判断し、

①国の老齢厚生年金の報酬比例部分を代行している代行部分は、国へ返上する

②上乗せ給付部分の加算部分は、新しい企業年金制度を検討し移行を目指す

方向性であることをご確認いただきました。そして、9月に開催されました第96回代議員会において正式に代行返上方針を決議し、新制度（確定給付企業年金）への移行を準備中でございます。現在、平成29年5月を予定している移行へ向け、加入員記録と国（日本年金機構）の被保険者記録との完全一致へ向け鋭意作業中でございます。

代行返上は、「第1段階：将来返上」「第2段階：過去返上（確定給付企業年金移行）」の2段階で行います。

厚生年金基金が代行返上の認可を得るためには、事業主と加入員それぞれ3分の2以上の同意、および労働組合の同意が必要となり、今回は、「将来返上」へ向けた同意書取りまとめのお願いでございます。

事業主の皆様におかれましては、事業主分の同意書提出に加え、加入員および労働組合へご説明のうえ同意書のとりまとめをお願いいたします。ご多忙中誠に恐縮ではございますが、何卒、事情をご賢察いただき、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

基金事務局一同、確定給付企業年金への移行が円滑に進むよう努めてゆく所存ですので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

敬具

（注）正式名称：公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

1. 厚生年金基金のしくみ

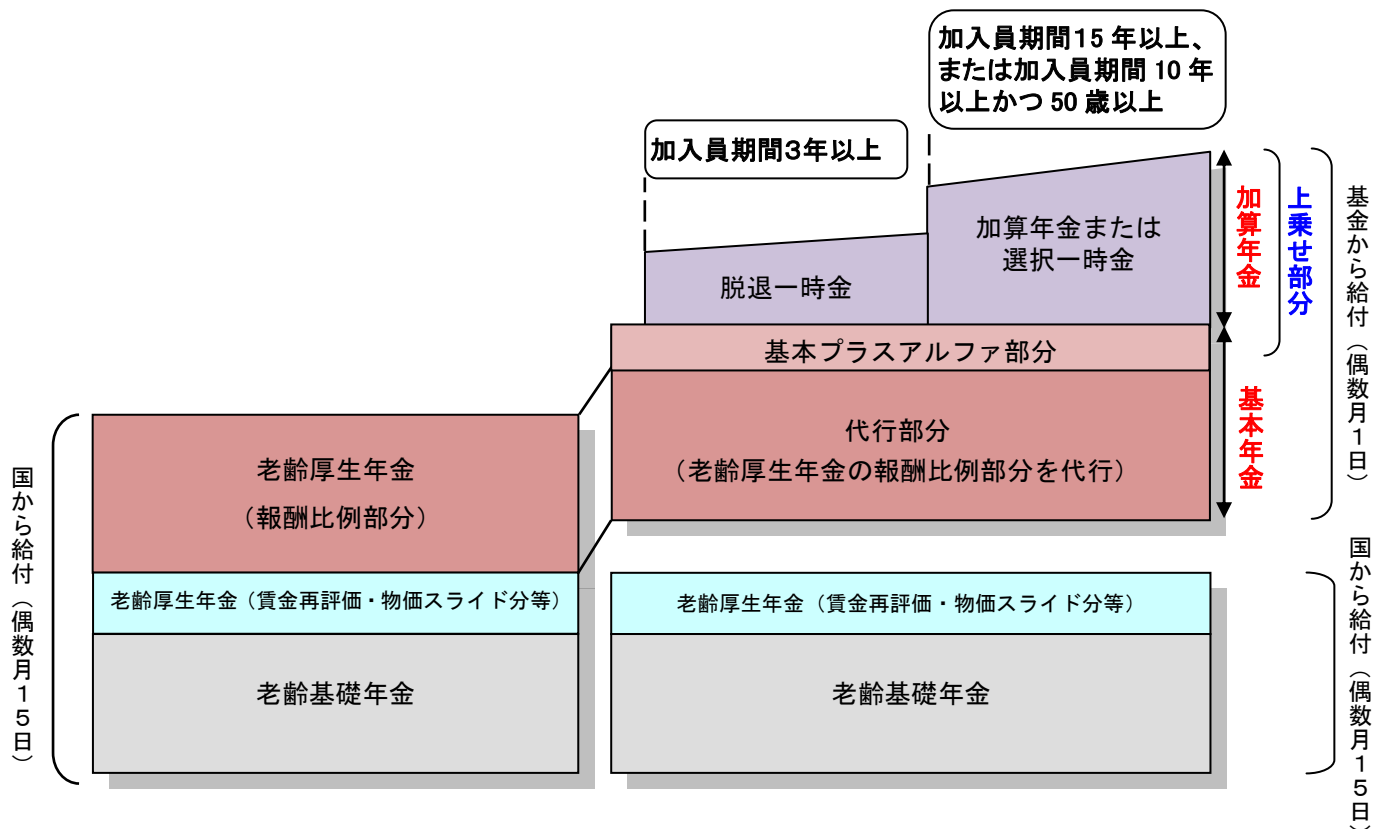
当基金の年金には、「基本年金」と「加算年金」があります。

基本年金 老齢厚生年金の一部（報酬比例部分）を国に代わって運営する「代行部分」に、「基本プラスアルファ部分」を上乗せして支給されています。

加算年金 基金独自に設計された年金で、基本年金に上乗せする形で年金（または一時金）として支給されます。

厚生年金基金未加入の場合

現在（厚生年金基金加入の場合）



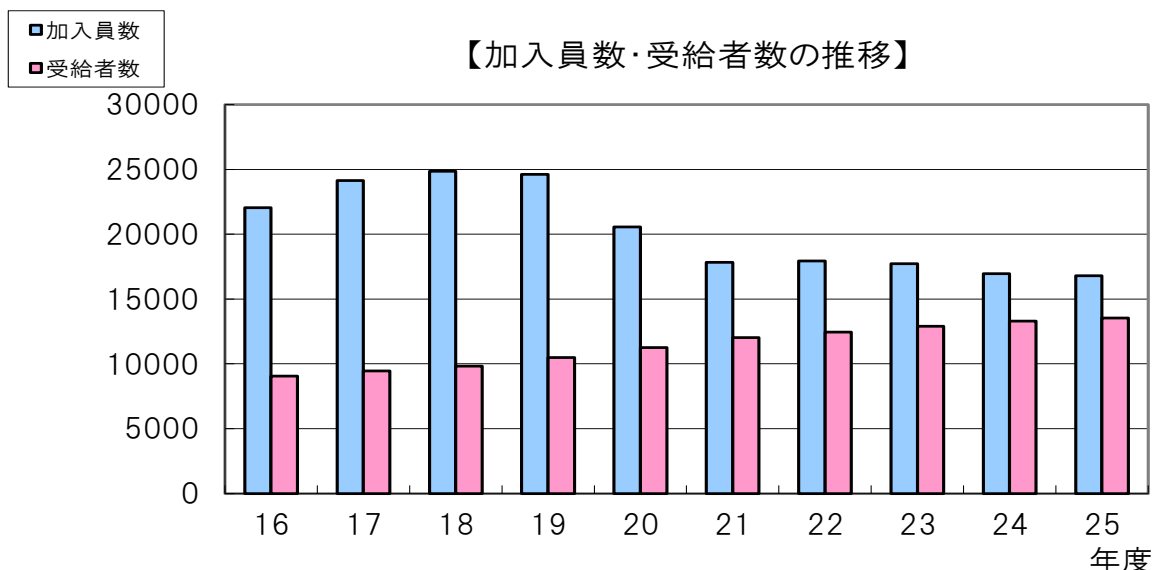
* 加入員は代行部分を賄う掛金を労使折半で（国宛ではなく）当基金に納めていただいておりますが、厚生年金基金未加入の場合とご負担額は変わりません。

* 基金加入により手厚い給付を行うための掛金は、全額事業主様にご負担いただいております。

2. 当基金の現状と基金の新存続要件

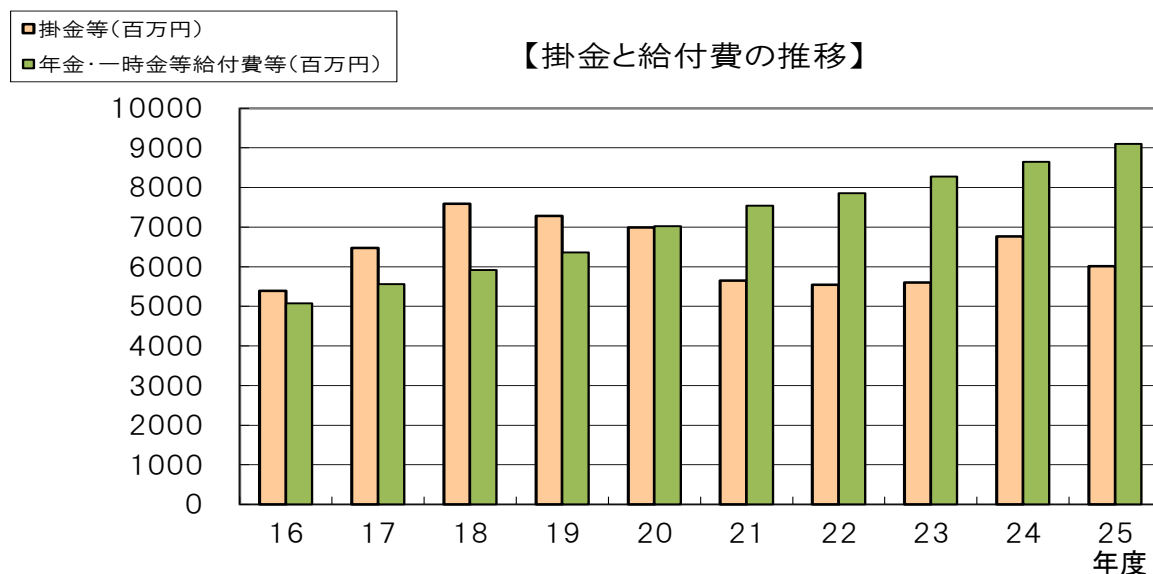
(1) 加入員数と受給者数の推移

- ◆ 加入員数は、設立時12,127名でスタート、厳しい経済環境の長期化等により平成18年9月の25,603名をピークに減少し、平成26年3月末時点では16,795名となっています。
- ◆ 一方、年金受給者は、年々増加し同月末時点で13,539名となっています。



(2) 掛金と給付費の推移

- ◆ 掛金等の収入が減少傾向にある中、給付費は増加傾向にあります。受給者の増加および長寿化等により、少なくとも今後数年間は給付費が増加する見通しです。
- ◆ 平成25年度では、掛金収入約60億円に対し、年金・一時金等給付費は約91億円に達し、給付費が掛金収入の約1.5倍になっています。



(3) 財政状況と新存続要件

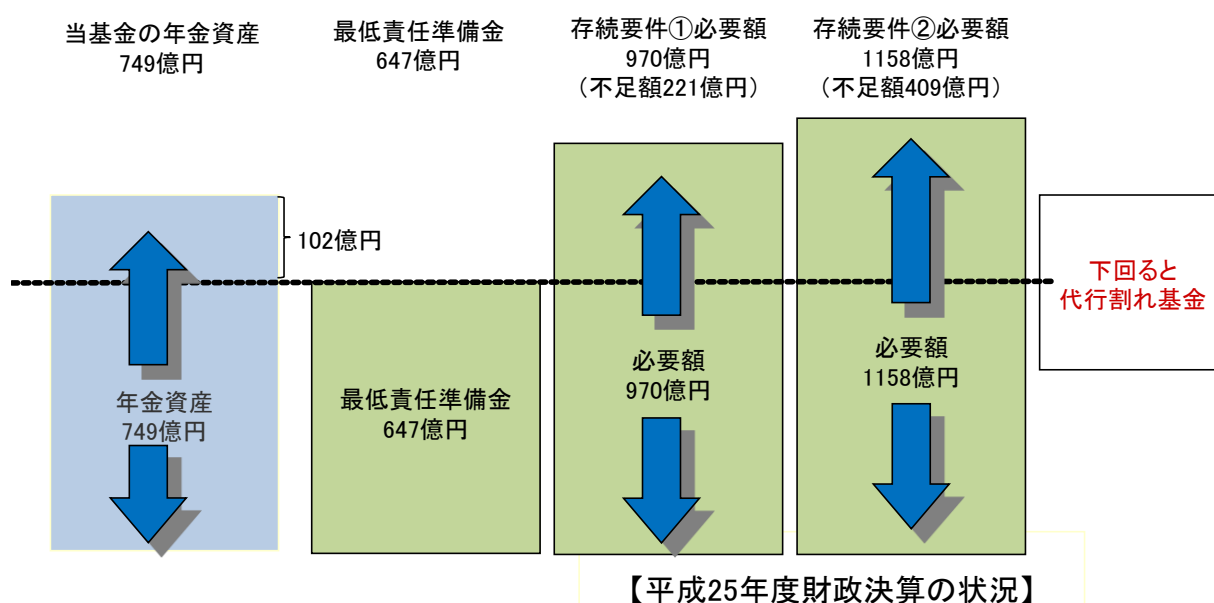
法改正により、厚生年金基金制度の存続には極めて厳しいハードルが設定されました。改正法施行（平成26年4月1日）5年後までにいずれかの存続要件を満たすことを求められ、平成31年度以降は、以下の存続要件を満たさない基金に対し解散命令の発動も可能とされています。

存続要件①・・・最低責任準備金×1.5倍の資産を保有

存続要件②・・・最低積立基準額×1.0倍の資産を保有

(注) 最低責任準備金・・・代行部分の債務で、解散または代行返上時にはこの額を国に返還

最低積立基準額・・・最低責任準備金に当基金の上乗せ給付部分の債務を加えたもの



● 存続要件を満たすためには大幅な掛金引上げが必要です。

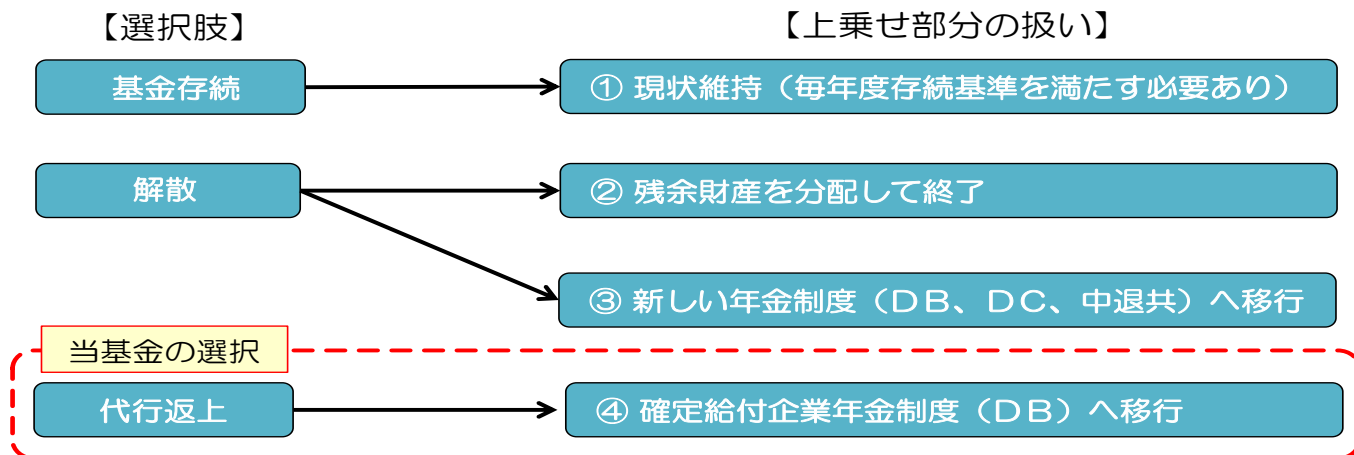
◆ 当基金は代行部分の債務である最低責任準備金を上回る資産を保有しており、代行割れ基金ではありません。しかしながら、存続要件を満たすためには大幅な掛金引上げが必要です。（4頁ご参照）

● 存続要件を満たして厚生年金基金として存続した場合でも、将来にわたり、存続要件を満たし続けることは極めて困難で、その場合、大幅な掛金引上げとなる懸念が高いといえます。

◆ 平成31年度以降、毎年の財政決算で存続要件に抵触した場合、即時・単年度での償却を求められることとなります。短期間での掛金の大幅引上げは極めて困難であり、事業主様の経営に甚大な影響を与えかねず非現実的といわざるを得ません。

3. 「代行返上」選択の理由

改正法では、厚生年金基金に対し「厚生年金基金として存続」「解散」「代行返上」の3通りの選択肢が示され、当基金では理事会、代議員会等で検討を重ねてまいりました。



① **基金存続**：改正法における厚生年金基金の存続要件を満たすためには大幅な掛金引上げが必要のため非現実的と判断しました。

- ◆ 改正法の定めるいずれかの基準（平成31年度末までの財政状況の大幅改善）を満たすためには、掛金を今後5年間現行の1.55倍、加入員1人当たり年額18.5万円（*）の掛金引上げが必要となり、非現実的と判断しました。（*）標準報酬月額約35万円と仮定）

② **解散**：国へ資産返納後、残余財産を分配して終了となるため、老後の生活保障機能が損なわれ、デメリットが大きいと判断しました。

- ◆ 解散に伴い、基金独自の上乗せ給付は終了となります。
- ◆ 代行部分を国に返上した後の残余財産を受給権者・加入員の皆様へ分配しますが、積立不足があることから、分配金額は年金受給の場合と比べると大きく減少します。
- ◆ 分配の実施までには、相当な期間（約2年）を要します。

③ **解散後、新年金制度へ移行**：受給権者が移行できない等、デメリットが大きいと判断しました。

- ◆ 確定拠出年金（DC）および中小企業退職金共済制度（中退共）への移行は、以下のデメリットの影響が大きいと判断しました。

選択肢	デメリット
解散後、DC制度へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・受給権者が移行できない ・運用結果によって給付額に大きな格差発生 ・60歳まで引き出し不可
解散後、中小企業退職金共済制度（中退共）へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ・受給権者が移行できない ・60歳未満は一時金での支給のみ ・給付利率が低水準（現状1%、法令改正による変動リスクあり）

④ 代行返上：改正法の趣旨に沿って代行部分を国に返上し、新たな年金制度（確定給付企業年金制度：DB）へ移行することが最善と判断しました。

- ◆ 加入員・受給権者の老後の生活保障としての機能を果たし、業界全体で人材の確保を図るという基金設立以来の理念は不変です。
- ◆ 代行部分を返上することにより、運用利回り悪化による掛金引上げリスクが大幅に軽減され、持続可能性の高い制度となります。
- ◆ 新制度は、厚生年金基金と比べ柔軟な制度設計が可能です。上乘せ部分の給付を維持しつつ、より安定的で持続可能な制度に見直しを行い、老後の生活保障機能を担う大切な年金制度の維持を図ります。

4. 代行返上のしくみ

《代行返上とは？》

- 厚生年金基金は、厚生年金保険の一部（報酬比例部分）を代行（代行部分）するとともに、基金独自の上乘せ給付（加算年金および基本プラスアルファ給付）を行い、国より多い年金を支給することを目的としています。
- 代行返上とは、厚生年金基金が厚生年金保険の一部を代行するために積立てている資産を国に返還し、国の年金給付の代行業務を返上することをいいます。

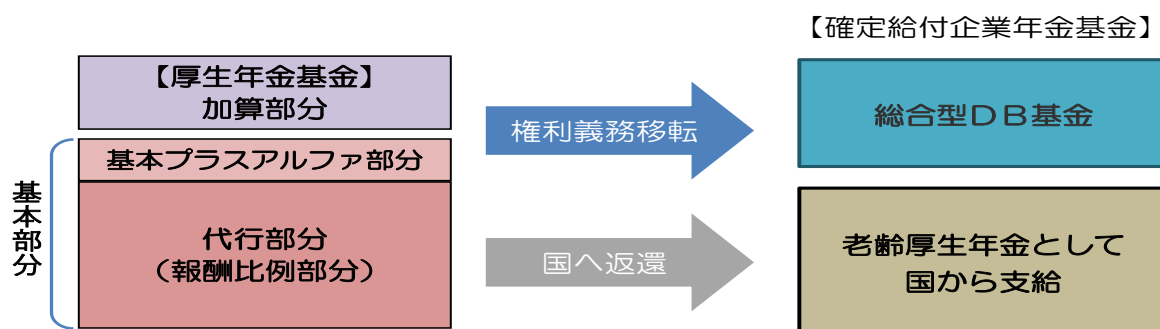
《代行返上すると給付・掛金はどうか？》

① 給付

- ◆ 加算年金部分および基本プラスアルファ部分は、代行返上後の新制度（DB）に移行します。
 - ◆ 制度移行に合わせ、加算年金部分の制度変更を実施予定です。（7～8頁をご覧ください）
 - ◆ 代行している年金の給付は、国に支給義務が移転し国から支給されることとなります。国の年金額は基金未加入の場合と同じで、原則、代行返上により国の年金額が減ることはありません。（*）
- （*）ただし、厚生年金基金は加入員期間1か月から基本年金の支給がありますが、国の厚生年金の受給権を得るには25年（平成27年10月より10年に短縮予定）の加入が必要です。厚生年金の受給資格が無い方については、引き続き新制度より支払います。

② 掛金

- ◆ 代行返上（将来返上）の認可を受けると、その翌月から現在基金に納めている掛金のうち代行部分に相当する掛金は国へ納めることとなります。（6頁をご覧ください）
- ◆ 加算年金部分の掛金は、新制度移行後も事業主様のご負担で、これまで同様、基金へ納付いただきます。なお、掛金総額は、現行水準を維持出来る見込みです。

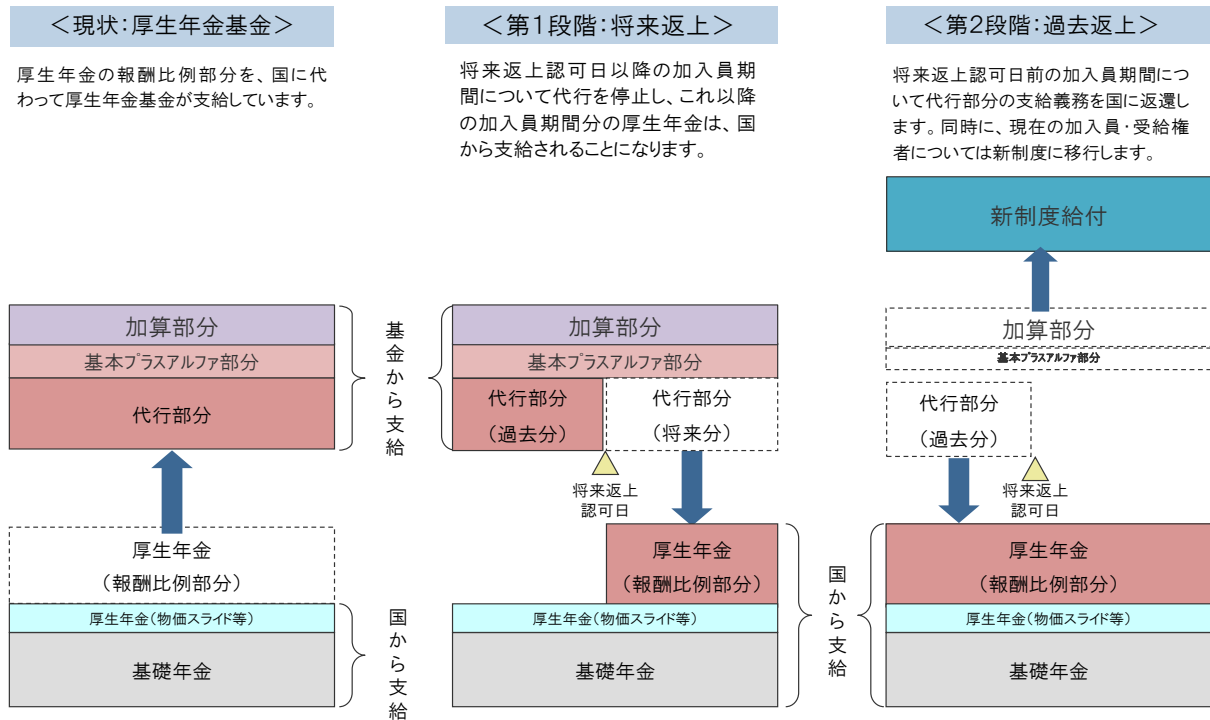


* 総合型DB基金は代行部分の債務を国に返還した後の年金資産を引き継ぎます。

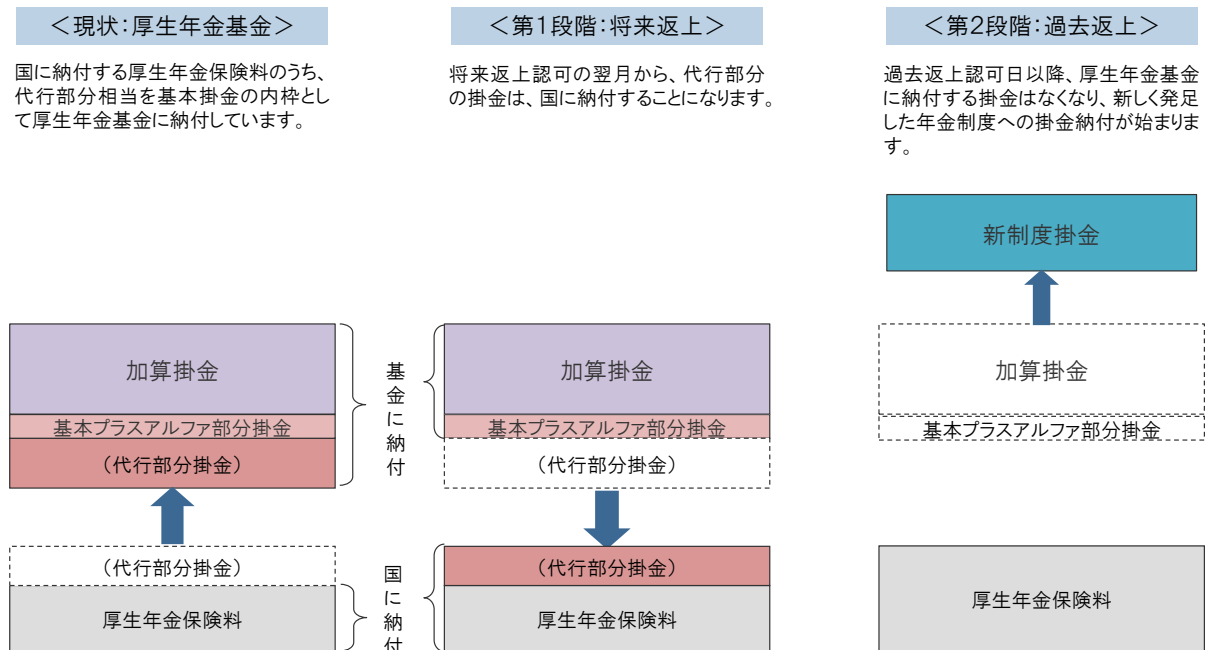
5. 代行返上の手順《代行返上は2段階に分けて行います》

- 「将来返上」・・・年金支払いを国に引き継ぐためには受給権者および加入員の記録の完全な一致が求められますが、記録突合作業に相当な時間を要します。まず代行部分の掛金を国への納付に戻し、それ以降の期間に係る給付も国に戻し、将来返上日を基準日とした記録の完全一致を目指します。
- 「過去返上」・・・その後、記録の突合作業が終了した段階で過去の全ての給付義務と共に代行資産を国に返還するとともに新制度へ移行します。

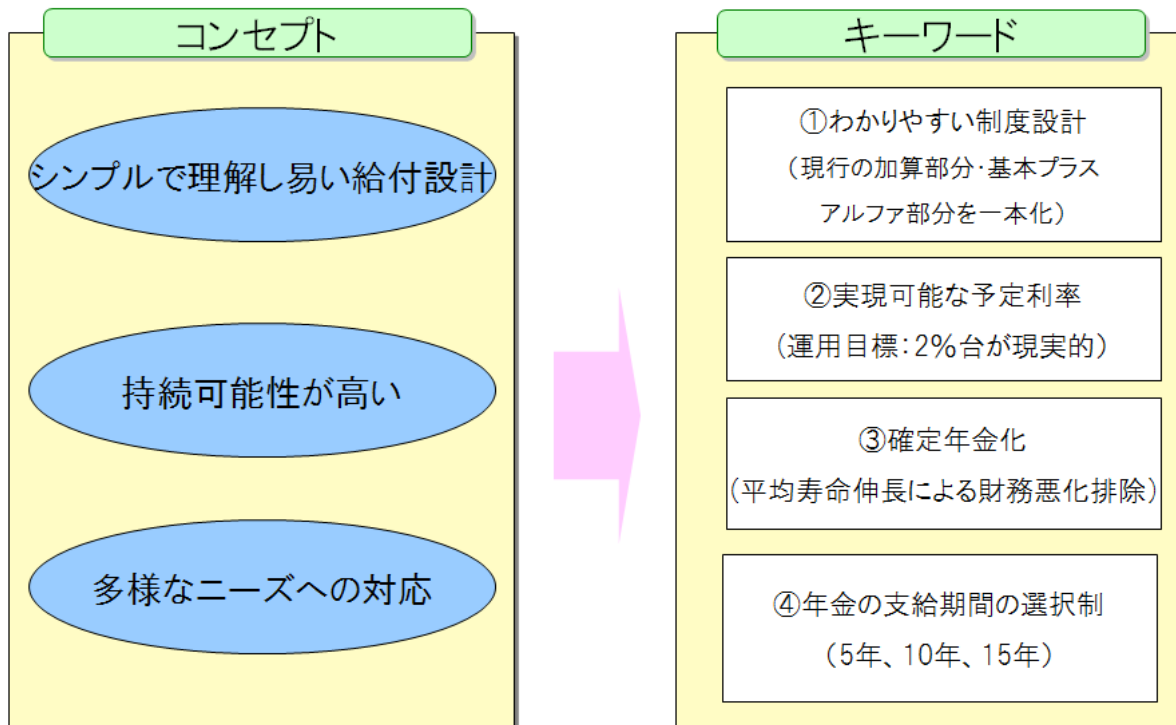
① 給付



② 掛金



6. 新年金制度の骨格



① わかりやすい制度設計

- ◆ 現行の上乗せ給付は加算部分と基本プラスアルファ部分の2つに分かれており複雑。
- ◆ 現行制度をベースに年金給付を一本化し、シンプルでわかりやすい制度へ。

② 実現可能な予定利率

- ◆ 掛金計算上の運用目標利回りを 2.0%（現行 5.5%）に引き下げ、運用利回り低迷による掛金引上げが発生しづらい制度を構築。
- ◆ 年金の支払い原資を年金化する際に付利する率を予定利率と同率の 2.0%に引き下げ、財政をより強靱に。（10 年国債利回りが 0.5%程度ですので、引下げ後も十分魅力的な設定です。）

③ 確定年金化

- ◆ 現行の終身年金（10 年保証）から確定年金（有期年金、年金支払い期間中死亡の場合はご遺族に一時金支払い）へ移行し、平均寿命の伸長による財政悪化を防ぎます。

④ 3通りの支給期間からの選択制

- ◆ 受給者のニーズの多様化に対応し、5 年、10 年、15 年の 3 通りの確定（有期）年金を用意。

例 1：国の年金が支払われるまで少しでも多くの年金が欲しいので 5 年の受取りを希望

例 2：再就職先で相応の報酬が有るので、1 年あたり少額でも 15 年の受取りを希望

7. モデル給付 (※新制度は現在詳細を検討中のため、下記金額は変更になることがあります。)

《試算の前提》 30歳で基金に加入、60歳で退職。平均標準給与月額30万円

(単位:万円)

30年加入60歳退職の場合		現行	基本設計例		
			5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
モデル給付額	基本プラスアルファ部分(終身年金:月額)	0.1	—	—	—
	加算年金(月額)	2.2	3.5	1.8	1.3
	年金受取総額 (現行の終身年金は平均余命まで【60～83歳】)	635	210	216	234
	一時金額(基本プラスアルファ部分は除く)	199	199	199	199

8. 同意書取りまとめのお願い

代行返上は「将来返上」と「過去返上」の2段階で認可申請します。

今回とりまとめいただく同意書は「将来返上」に関する同意です。

- ◆ 代行返上を実施し、新しい企業年金制度に移行するためには、事業主様、加入員の皆様から同意をいただく必要があります。
- ◆ 今回は、「代行返上（将来返上）」に係る同意をお願いいたします。
- ◆ 加入員記録突合作業が終了した段階で、改めて「代行返上（過去返上）・確定給付企業年金移行」に係る同意をいただく予定（平成28年10月頃の見込み）です。また、新制度の詳細については現在検討中ですが、加入員の皆様には、内容変更にともない「給付減額」の同意をお願いすることになる見込みです。

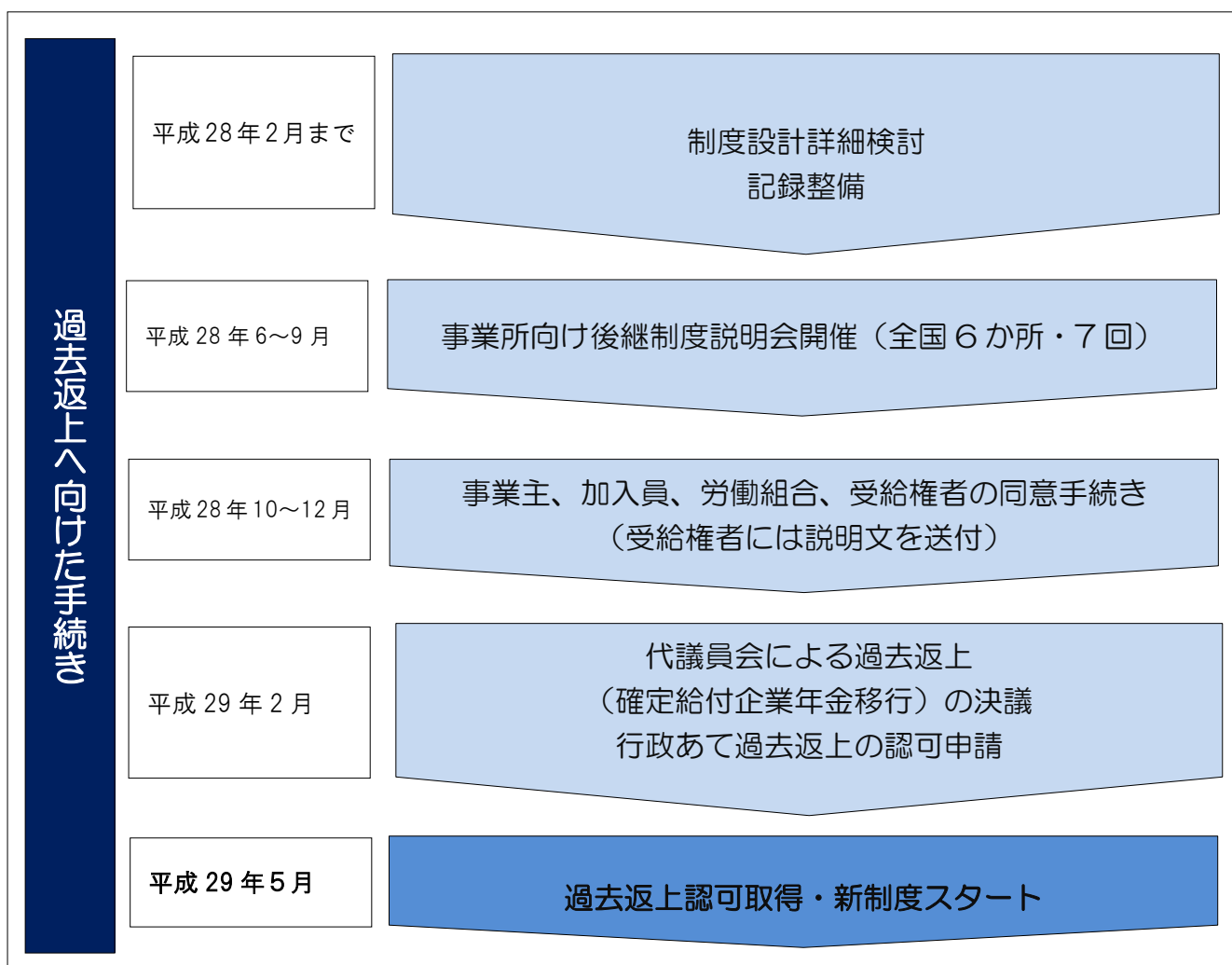
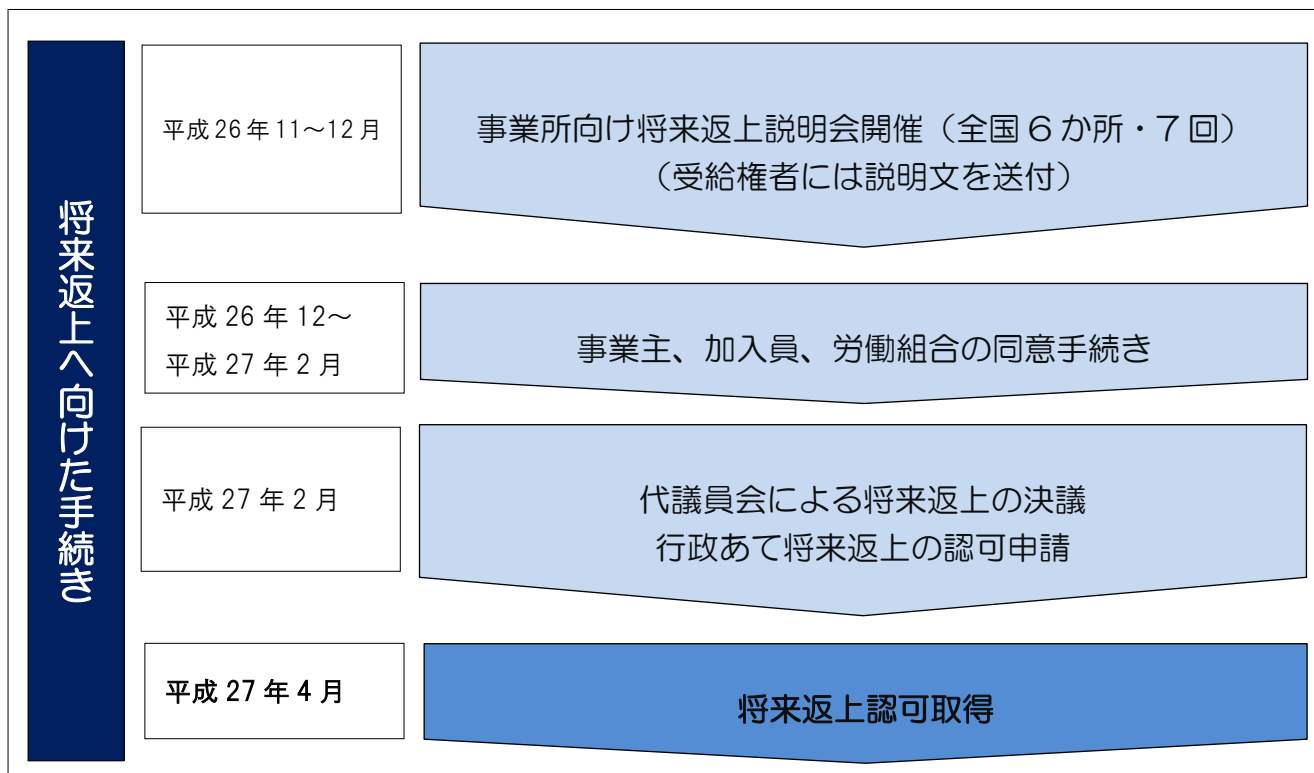
将来返上の認可申請には、以下の①～③の同意が必要となります。

- ① 全事業主の3分の2以上の同意
- ② 全加入員の3分の2以上の同意
- ③ 労働組合の同意（労働組合がある場合のみ）
 - 設立事業所に使用される加入員の3分の1以上で組織する労働組合がある場合は、労働組合の同意が必要です。

* 受給権者の方々からの将来返上同意書提出は不要とされております。なお、受給権者の方々へは基金事務局より別途案内を郵送いたします。

事業主の皆様におかれましては、事業主分の同意書提出に加え、加入員および労働組合へ代行返上についてご説明のうえ同意書の取りまとめをお願い申し上げます。

9. 今後のスケジュール（予定）



*記録整備の進捗状況により、変更となる可能性があります。

10. Q&A

共通事項

【Q1】「代行返上」とは、どういうことですか？

【A1】厚生年金基金は国の老齢厚生年金の代行部分と基金独自の上乗せ部分の給付・管理をしています。このうちの代行部分を国に戻し、上乗せ部分の給付を新しい制度に移行する事をいいます。

基金はこれまで、国に代わって老齢厚生年金の一部を支給するため、国の厚生年金保険料の一部から代行部分を支払うための掛金を基金に納めて頂き、管理運用する役割を担ってきました。代行返上後はその役割を国に返上するので、今まで積み立てた代行部分の給付を行うための積立資産も国に返還します。

【Q2】代行返上にあたって、追加負担はあるのですか？

【A2】現在、当基金では代行部分の給付に必要な資産（国に返還する資産）が十分確保できており、代行返上で事業主様の追加負担はありません。代行資産が不足している（代行割れ）場合には、事業主様が補填しなければなりません、当基金は該当しません。

【Q3】他の厚生年金基金も代行返上していますか？

【A3】総合型厚生年金基金（業界版基金）は現在約450基金ありますが、大半が代行返上または解散を実施し、代行を解消すべく検討を進めています。今回の法改正後の厚生年金基金制度の存続条件を満たす基金は、全体の1割程度と言われています。仮に、存続条件を満たした場合でも平成31年度以降、毎年度末時点で条件を満たしていなければ、掛金引上げにより単年度で基準を満たすことが求められ、できない場合には厚生労働大臣が解散命令を発動できることとなっています。このため各基金とも他の企業年金への移行を検討する等の対応に追われています。

【Q4】代行返上は、なぜ2段階で行われるのですか？

【A4】国へ基金資産を返還するためには、「加入員、受給者に関する基金記録と国の被保険者記録を完全に一致させること」が必要です。まず、「将来返上」実施により記録整備の対象期間を確定させます。代行返上は記録整備に一番時間と労力がかかりますが、将来返上実施により新制度へスムーズに移行することが可能になります。

制度関連

【Q1】 終身年金はなくなってしまうのでしょうか？

【A1】 従前の給付のうち、代行部分は国へ返しますが、終身の給付が継続されます。代行部分に付随していた基本プラスアルファ部分及び加算部分は、新制度へ移行し、確定年金化等の制度変更を検討しています。

【Q2】 他の厚生年金基金で解散したという話を聞きましたが、仮に解散するとどうなるのですか？

【A2】 「解散」とは、代行給付のための積立金を国に返還した後、残った積立金（残余財産）を加入員・受給権者それぞれに分配して基金制度を終了することです。

代行部分の給付は、国から支給されるようになるので、「代行返上」も「解散」もこの部分の年金額は変わりませんが、解散の場合、基金独自の上乗せ給付については、基金制度自体がなくなるため、その時点の残余財産を分配して終了となります。当基金は本来分配すべき必要額（最低積立基準額）未満の年金資産しか保有していないため、分配金は満額支給されません。

加入員からの質問

【Q1】 ここ1～2年、アベノミクス効果で積立水準が改善していると思います。厚生年金基金として存続が可能ではないですか？

【A1】 厚生年金保険法改正により厚生年金基金としての存続条件が極めて厳しく改定され、存続基準を満たすにはかなりの掛金負担をするか、相当の運用収益を出し続けなければなりません。また、30年度末までに基準をクリアした後も、毎年の決算で基準を下回ると掛金引上げにより単年度での回復が義務付けられ、放置した場合等は解散命令の発動も可能とされており、9月に決算が確定し10月以降の半年弱で大幅な掛金引上げが必要といった事態が起こることになります。多数の事業所で設立する総合型年金基金で、個々の加入事業所の掛金負担能力を無視した性急な掛金引上げは非現実的です。総合的に判断した結果、厚生年金基金としての存続は難しいという結論に至っています。

【Q2】 移行後の新制度（DB制度）の財政検証は厚生年金基金と違うのですか？

【A2】 DB制度と厚生年金基金制度は、基本的には同じ財政検証方法です。ただし、DB制度では不足金は複数年での償却が可能であり、今回の厚生年金保険法改正で厚生年金基

金の財政検証ルールの方が格段に厳しくなっています。

【Q3】なぜDB制度へ移行してDC制度（確定拠出年金）へ移行しないのですか？はじめからDC制度を考えていないのではないですか？

【A3】 今回の政省令等の改正により、積み立て不足のある状態でもDC制度へ移行できるようになりましたが、加入員からみると積立不足の原資をもとに個人個人で運用することになるため、将来の給付額はDBに比べて見劣りする可能性が高くなりました。また、DC移行の場合、受給者・受給待期者はDCへ移行できないため、一時金で分配することになる等、加入員・受給者等に不利益な面が多いため、代行返上によるDB移行が最善と判断しました。

【Q4】現在給与から基金の掛金が天引きされていますが、代行返上すると掛金はどうなりますか？

【A4】 加入員の皆様から現在天引きされている掛金は、代行部分に係る掛金です。もともと国に納める厚生年金保険料の一部を、基金に納めて頂いているものです。代行返上後は、加入員の皆様の基金掛金は、事業所経由にて国に納めることとなります。給与明細では「厚生年金基金掛金」が無くなりますが、同じ額「厚生年金保険料」が増えるので、天引きされる総額は変わりません。

【Q5】年金を受給するのは先ですが、代行返上により将来の年金額が変わることはないのですか？

【A5】 基金が行っていた代行部分の給付は、国から支給されることとなりますが、代行部分の支払い元が国に移るだけで、この部分の年金額は変わりません。基金独自の上乗せ給付は終身年金を廃止し3通りの給付期間からの選択制とする等、制度変更を実施する予定です。

総務担当者からの質問

【Q1】将来返上の認可を取得すると、事業所の総務担当者の業務に変更が生じますか？

【A1】 将来返上認可日の翌月から、従来基金にお支払いいただいていた代行部分相当額掛金の支払先は、国へ変わります。詳細は、別途文書で通知させていただきます。

【Q2】将来返上認可取得から新制度移行までの間に入社してきた社員を厚生年金基金に加入させる必要がありますか？

【A2】新制度移行までの間に入社される方も、厚生年金基金の加入員となります。将来返上を行い代行部分相当額の掛金は国に納めることとなりますが、上乘せ給付部分にかかる掛金は、基金に支払っていただく必要があります。なお、代行給付のための積立金を国に返還した後の年金資産と厚生年金基金時代の加入期間は新制度に引き継がれますので、お支払いいただいた掛金が無駄になることはありません。

同意書関連

【Q1】なぜ2回も同意書をとるのですか？

【A1】6頁、9頁およびQ&A共通事項Q4の回答のとおり、代行返上は2回に分けて行いますが、それぞれのタイミングで同意をいただきます。1回目の同意は将来部分の代行部分を国に返すことに対する同意、2回目については過去部分の代行部分を国に返して新制度へ移行することに対する同意になります。

【Q2】加入員の同意は60歳以上も必要ですか？

【A2】70歳未満の方で掛金を払っている人全員が対象になります。
(在職老齢年金の受給権者も含まれます)

【Q3】同意書の書き方について注意点を教えてください。

【A3】加入員の皆様の「直筆での署名・捺印（豆印は不可）」をお願いします。

【Q4】同意書ですが、外人で印鑑がない、海外にいて印鑑がない場合の対応は？

【A4】サインで代替してもらえれば結構です。

【Q5】加入員の同意と労働組合の同意の関係は？

【A5】労働組合の同意は、組合の代表者名で1枚提出してください（労働組合員一人一人の同意は必要ありません）。加入員の皆様には同意書に署名・捺印をお願いします。

【Q6】同意書は代行返上についてですが、新制度のDBについての同意も含まれますか？

【A6】今回は、「将来部分の代行返上」という同意書です。DBについても今回説明をしましたが、DB制度についての同意は後日（平成28年10月頃を予定）お願いすること

になります。

【Q7】 同意は加入員の3分の2以上必要とのことですが、各事業所の加入員の3分の2以上ですか？

【A7】 将来返上の同意は基金全体の加入員の3分の2以上です。個々の会社で3分の2以上ではなく、全事業所合計で全加入員の3分の2以上の同意が集まれば認可条件は満たします。なお、事業主の同意につきましても、全事業所の3分の2以上が必要です。

【Q8】 社員の3分の1しか同意がない場合でも、事業主として同意していいですか？

【A8】 事業主としての1票になりますので、ぜひお願いします。

【Q9】 新制度の同意の時に掛金が上がるということになったとしたら、事業主が同意しないということも有り得ると思います。その場合は解散になりますか？

【A9】 今後の運用環境等の変動要因はありますが、掛金引上げは回避出来る見込みです。掛金引上げが必要になる場合は、再度基金として方向性をどうするか検討していくことになります。

【Q10】 同意書とりまとめ中にも人の異動が有り得ます。署名した方が退職した、中途採用された人がいたなどの場合は、3分の2充足のために再提出もありますか？

【A10】 行政宛認可申請書類における加入員数や同意者数は、平成26年12月末時点を考えています。同意書署名後に退職された方は基金で二重線を引いて同意者数から除外し、新規採用された方は基金でその分加入員数を増やして認可申請する予定です。

【Q11】 同意書の様式を変えてはいけませんか？

【A11】 厚生労働省に確認済の様式のため変更せずお使いください。

1 1. 用語解説

確定給付企業年金（DB）：

確定給付企業年金法に基づき設立される年金制度。企業が従業員とあらかじめ給付の額を約束するもので、年金資産を一括して運用し、運用のリスクは企業が負うこととなります。なお、DBは、Defined Benefit Planの略です。

確定拠出年金（DC）

あらかじめ拠出する掛金額を約束し、拠出された掛金額を従業員が自己の責任において、運用します。年金資産は従業員ごとに管理されており、運用リスクは従業員が負うこととなります。なお、DCは、Defined Contribution Planの略です。

終身年金：

支給開始時点から、生存している限り、生涯にわたって支給される年金で、亡くなった時点で年金の支給が終了します。

保証期間付終身年金：

支給開始時点から一定期間（保証期間中）、生死に関係なく支給され、一定期間終了後は生存している限り生涯にわたって支給される年金で、亡くなった時点で年金の支給が終了します。一定期間内に死亡した場合は、一定期間のうち残りの期間分が遺族に遺族一時金として支給されます。

確定年金：

支給開始時点から一定期間についてのみ、生死に関係なく支給される年金であり、死亡した場合には、一定期間のうち残りの期間分が遺族に遺族一時金として支給されます。

予定利率：

年金資産の期待運用収益率です。

最低責任準備金：

代行部分の給付に必要な資産額。現時点で代行返上（または解散）する場合に国へ返済しなければならない額です。

最低積立基準額：

現時点までの加入員期間について、代行部分に上乗せ部分を含めた給付に必要な額です。

《お問い合わせ先》

日本産業機械工業厚生年金基金

〒105-0003 東京都港区西新橋2-6-1 小川ビル6階

電話番号 03-3593-0878

FAX 番号 03-3593-0898